## 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した社会保障施策に要する経費

平成26年4月より、消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税率については1%から1.7%に引き上げられ、引き上げ分の地方消費税交付金については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の財源に充てることとされています。

平成27年度の地方消費税交付金は602,876千円で、うち社会保障財源化分241,301千円を下記の事業 に充当しています。

## (歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

241,301 千円

(歳出) (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の交付金)	その他
社会福祉	乳幼児等医療費助成事業	74,086	20,497		33,092	20,497
	こども医療費助成事業	34,586	6,361		22,910	5,315
	障害者(児)地域生活支援事業	31,267	12,669		9,732	8,866
	障害者自立支援給付事業	558,164	416,204		22,040	119,920
	小計	698,103	455,731		87,774	154,598
児童福祉	放課後児童対策事業	37,667	19,129	11,820	5,310	1,408
	公立保育所・こども園運営費	567,530	233	105,686	82,528	379,083
	私立保育所・こども園運営費	501,513	288,067	51,614	37,746	124,086
	小計	1,106,710	307,429	169,120	125,584	504,577
保健衛生	予防接種事業	90,290			27,943	62,347
	小計	90,290			27,943	62,347
合計		1,895,103	763,160	169,120	241,301	721,522